



# 組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2022年2月 VOL. 67

<http://accumulation.or.jp>

## 組合員の皆様へ

日本各地で積雪の多い気候となりましたので、出通勤の際の車のスリップ、歩行時の転倒等に特に気を付けるように願います。年始より感染力の強いオミクロン株の流行により、感染者数が激増しておりますので、引き続きうがい、マスク着用、手洗い等の感染症対策を徹底していただき、ご健康にはお気をつけてお過ごし下さい。新型コロナウイルス感染症の水際対策強化に係る措置として、外国人の入国停止が継続しておりますが、皆様の事業推進にお役に立てるよう全力でサポートしてまいりますので、宜しくお願いします。

## 建設分野における登録徹底

技能実習・外国人建設就労者受入れ基準の新基準は、制度施行日（2020年1月1日）以降に申請される1号技能実習計画の認定より適用されております。

### <新基準>

\* 建設業法第3条の許可を受けていること

\* 建設キャリアアップシステムに登録していること、キャリアアップシステム事業者IDの取得

技能実習1号生は2号移行時までに必ず建設キャリアアップシステムに登録完了していなければなりませんので、速やかに登録を徹底して実行願います。

未登録ですと2号移行が認められませんので、十分に留意願います。

\* 技能実習生に対し、日本人と同等以上の報酬を安定的に支払うこと（月給制）

## 助成金についてのご案内

中小企業・小規模事業者向けの補助金・助成金については、組合員の皆様にとって大変良い制度ですので、ご紹介させていただきます。

補助金・助成金には様々な種類がありますが、上手に活用することで、皆様の「売上拡大」「生産性向上」「販路開拓」「人手不足解消」などに役立てる事が出来ると思われれます。

### <例ご紹介>

・特別休暇（教育休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス対応休暇など）の内どれか一つを導入するだけで、最大100万円が支給されます。

ご興味がありましたら、当組合迄ご連絡いただければ、全力でサポートさせていただきますので、ぜひご検討願います。

# 実施状況報告書について

実習実施者は、毎年1回（5月31日までに）、前年の4月1日から当年の3月31日までの技能実習についての「実施状況報告書」（省令様式第10号）を作成し機構に提出しなければなりません。

報告事項は以下の通りです。

- \* 技能検定受検状況
- \* 実施体制
- \* 労働条件（給与、労働時間など）
- \* 行方不明者の発生状況 等々

原則、報告書は実習実施者自ら記載し提出することが求められておりますので、宜しくご対応をお願いします。不明点がありましたら、組合の担当者にお問い合わせ頂くようお願いいたします。

添付、様式（機構のホームページからダウンロードもできます）、記入例、よくあるご質問について）

## 水際対策強化に係る新たな措置（24）

日本政府はオミクロン株対策として1月11日に新たな水際対策措置を決定しました。「水際対策強化に係る新たな措置（23）」（令和3年12月28日）において、当面の間、継続することとした、「水際対策強化に係る新たな措置（20）」（令和3年11月29日）における、「2. 外国人の新規入国停止」及び「3. 有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直し」については、本年2月末までの間、継続するものとする。

組合としては、引き続き最新情報を収集してまいります。

## まん延防止等重点措置の適用地域

本年始めからのオミクロン株の流行により感染者数が連日過去最大値を更新しており、下記36都道府県に「まん延防止等重点措置」措置が適用されておりますので、実習実施企業様は技能実習生に通知し、感染対策をより徹底願います。

- |               |   |            |
|---------------|---|------------|
| 1/9-1/31 適用中  | 広島、山口、沖縄  | (2/20 迄延長) |
| 1/21-2/13 適用中 | 群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、岐阜、愛知、三重<br>香川、長崎、熊本、宮崎                  |            |
| 1/27-2/20 適用中 | 北海道、青森、山形、福島、栃木、茨城、静岡、石川、長野、京都、<br>大阪、兵庫、岡山、島根、福岡、佐賀、大分、鹿児島 |            |

※新型コロナウイルス感染症の感染予防対策や相談窓口等の周知先をやさしい日本語で新たにまとめていますので、こちらのご活用もお願いします。

「新型コロナウイルスの役立つおしらせをまとめました」（機構ホームページ）

<https://www.otit.go.jp/files/user/211224-1.pdf>

### 緊急連絡先（24時間）

【事務局】	TEL : 048-755-9591	FAX : 048-755-9827
【組合職員携帯】	070-3667-8667（杉戸）	080-4477-6005（廣畑）
	090-9540-4849（高橋文徳）	090-2323-7188（王）

※実施状況報告 受理番号	
-----------------	--

実施状況報告書

令和 X年 X月 X日

外国人技能実習機構 理事長 殿

株式会社入厚  
代表取締役社長 XX XX

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体 管庁労働協同組合  
理事長 XX XX

認定計画上の技能実習開始予定年月日が報告対象期間であっても、**実際の実習開始年月日が報告対象期間と異なる場合は、今時報告対象とはなりません。**

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条第1項の規定により、下記のとおり技能実習の実施の状況に関する事項を提出します。

記

1 報告対象期間		令和 3年4月1日 ~ 令和 4年3月31日			
2 実習実施者	①実習実施者届出受理番号 (ふりがな)	実180101 かぶしきがいし	【業種】 主な業種の日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載して下さい。 【職種】 技能実習生を最も多く受け入れている職種を記載して下さい。		
	②氏名又は名称	(株)入厚			
	③住所	〒100-89 東京都千代田			
	④業種	大分類 ( A、農林業 ) 小分類 ( 011、耕種農業 )			
	⑤職種 (最も多く受け入れているもの)	コード番号 ( 1-1-2 ) 職種名 ( 耕種農業 )			
3 報告対象技能実習生数 (上記1の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者は除く。)		第1号 5人、第2号 3人、第3号 2人			
4 技能検定等受検状況 (上記3の技能実習生に限る。)	①基礎 (第1号) ②普通 (第2号) ③高度 (第3号修了者)	報告対象期間中に受け入れた技能実習生数を記載して下さい。 ただし、入国後講習中の者は除きます。 技能実習区分ごとの人数について、必ず漏れのないよう記載して下さい(例えば、「5 労働条件等」の第3号技能実習生欄に記載があるにも関わらず、当欄の第3号の人数が空欄となっているなど、記載が漏れている場合があります。)。	うち受検者数	うち合格者数	
			4人	3人	3人
			4人	3人	3人
			2人	2人	1人
5 労働条件等			第1号技能実習生 (入国後講習中の者を除く。)	第2号技能実習生	第3号技能実習生
	(1) 実労働日数	平均 21 日/月	平均 21 日/月	平均 21 日/月	
	(2) 所定内実労働時間数 (実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。)	平均 168 時間/月	平均 168 時間/月	平均 168 時間/月	
	(3) 超過実労働時間数 (早出、残業、休日労働等)		平均 10 時間/月		
	(4) きまって支給する現金給 (超過労働給与額を含む。)		平均 222,600 円/月		
	①うち超過労働給与 (時間外手当、深夜当、宿日直手当等)		平均 15,000 円/月		
	②うち通勤手当	平均 5,000 円/月	平均 5,000 円/月	平均 5,000 円/月	
③うち精皆勤手当	平均 1,000 円/月				
④うち家族手当	平均 0 円/月				
(5) 上記1の期間中の賞与、期末手当等特別給与額	平均 369,600 円	平均 386,400 円	平均 403,200 円		

(5)の賞与、期末手当等特別給与額については、技能実習生に支払われた額の合計を、支払われた技能実習生数で除した平均額を記載して下さい。

(6) 控除額				
	①食費	平均 25,000 円/月	平均 25,000 円/月	平均 25,000 円/月
	②居住費 (水道、光熱費含む。)	(7) 昇給率について、第2号移行時は、第1号技能実習生の「(4)き まって支給する現金給与額」から同欄①～④までの額を除いた額と、第2 号の当該額を比較した昇給率を記載してください。第3号移行時は、第2 号から第3号への昇給率を記載してください。		
	③税・社会保険料			
	④その他			
(7) 昇給率	①第2号移行時		平均 4.5 %	
	②第3号移行時			平均 4.3 %
6 技能実習の継続が困難となった技能実習生数 (上記1の期間中に限る。)		(うち行方不明者数、割合)	1人	10.0%
7 他の実習実施者における技能実習の継続が困難と 実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無		報告事業年度内の行方不明者数(当欄の行方不明 者数)を「3 報告対象技能実習生数」欄の合計 人数で除して算出した割合を記載してください。	0人	無
8 地域社会との共生 に向けた取組の実施 状況	①日本語学習支援	取組概要		
	②地域社会との交流の機会提供	週一回、元教師のボランティア講師による学習		
	③日本文化を学ぶ機会の提供	自治体開催の美化イベントに参加 町内会イベントの礼儀作法講習に参加		
9 備考				

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 2欄の④は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
- 3欄は、技能実習の終了時点(「技能実習実施困難時届出書」を提出した場合を含む。)又は3月31日時点での区分(第1号から第3号まで)に応じた人数を記載すること。
- 5欄の(1)～(6)は、3欄に記載した技能実習生について、区分ごとの平均を算出すること。
- 5欄の(4)の算出に当たっては、月中で技能実習を開始又は終了したことにより当該月の給与額が1か月分に満たない場合は、当該額を除いて1か月当たりの平均額を算出すること。
- 5欄の(7)は、1欄の期間中に第2号又は第3号へ移行した者がいる場合は、当該者の賃金の上昇率(複数人の場合はそれらの賃金の平均上昇率)を記載すること。
- 6欄の行方不明者の割合は、3欄の人数に占める割合を算出すること。
- 8欄は、該当があれば取組概要を記載した上、その具体的内容が分かるものを必要に応じて添付すること。
- 9欄は、報告担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

※実施状況報告 受理番号	
-----------------	--

実施状況報告書

年 月 日

外国人技能実習機構 理事長 殿

提出者

(団体監理型技能実習に係るものである場合の指導証明)

監理団体 協同組合アキュミュレーション  
代表理事 高橋 満千子

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第21条第1項の規定により、  
下記のとおり技能実習の実施の状況に関する報告書を提出します。

記

1 報告対象期間		令和3 年4月1日 ~ 令和4 年3月31日			
2 実習実施者	①実習実施者届出受理番号				
	(ふりがな)				
	②氏名又は名称				
	③住所		〒 - (電話 - - )		
	④業種		大分類 ( 、 ) 小分類 ( 、 )		
⑤職種 (最も多く受け入れているもの)		コード番号 ( ) 職種名 ( )			
3 報告対象技能実習生数 (上記1の期間中の在籍者に限る。入国後講習中の者は除く。)		第1号 人、第2号 人、第3号 人			
4 技能検定等受検状況 (上記3の技能実習生に限る。)	試験区分		修了者数	うち受検者数	うち合格者数
	①基礎級程度 (第1号修了者)	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
	②3級程度 (第2号修了者)	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
	③2級程度 (第3号修了者)	実技	人	人	人
		学科	人	人	人
5 労働条件等			第1号技能実習生 (入国後講習中の者を除く。)	第2号技能実習生	第3号技能実習生
	(1) 実労働日数		平均 日/月	平均 日/月	平均 日/月
	(2) 所定内実労働時間数 (実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いたもの。)		平均 時間/月	平均 時間/月	平均 時間/月
	(3) 超過実労働時間数 (早出、残業、休日労働等)		平均 時間/月	平均 時間/月	平均 時間/月
	(4) きまって支給する現金給与額 (超過労働給与額を含む。)		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	①うち超過労働給与額 (時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
	②うち通勤手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月
③うち精皆勤手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月	
④うち家族手当		平均 円/月	平均 円/月	平均 円/月	
(5) 上記1の期間中の賞与、期末手当等特別給与額		平均 円	平均 円	平均 円	

(6) 控除額							
	①食費	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	②居住費 (水道、光熱費含む。)	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	③税・社会保険料	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
	④その他	平均	円/月	平均	円/月	平均	円/月
(7) 昇給率	①第2号移行時			平均	%		
	②第3号移行時					平均	%
6 技能実習の継続が困難となった技能実習生数 (上記1の期間中に限る。)		(うち行方不明者数、割合)				人	%
7 他の実習実施者における技能実習の継続が困難となった技能実習生の受入れ状況及び 実習先変更支援ポータルサイトへの登録の有無				人数	人		
				登録の有無	有・無		
8 地域社会との共生 に向けた取組の実施 状況			取組概要				
	①日本語学習支援						
	②地域社会との交流の機会提供						
③日本文化を学ぶ機会の提供							
9 備考							

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 2欄の④は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号及び名称を記載すること。
- 3欄は、技能実習の終了時点（「技能実習実施困難時届出書」を提出した場合を含む。）又は3月31日時点での区分（第1号から第3号まで）に応じた人数を記載すること。
- 5欄の（1）～（6）は、3欄に記載した技能実習生について、区分ごとの平均を算出すること。
- 5欄の（4）の算出に当たっては、月中で技能実習を開始又は終了したことにより当該月の給与額が1か月分に満たない場合は、当該額を除いて1か月あたりの平均額を算出すること。
- 5欄の（7）は、1欄の期間中に第2号又は第3号へ移行した者がいる場合は、当該者の賃金の上昇率（複数人の場合はそれらの賃金の平均上昇率）を記載すること。
- 6欄の行方不明者の割合は、3欄の人数に占める割合を算出すること。
- 8欄は、該当があれば取組概要を記載した上、その具体的内容が分かるものを必要に応じて添付すること。
- 9欄は、報告担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

## 実施状況報告書記載に関するよくあるご質問について

○実施状況報告書作成に当たっては、実施状況報告書の様式下部に記載の(注意)及び、記載例をご参照ください。

○そのほか、よくあるご質問についてまとめましたのでご参考ください。

### 報告書作成及び提出に関して

Q1	令和3年4月1日付けで実施状況報告書の様式が改正されましたが、改正前の様式で提出することも可能ですか。	可能です。 ただし、令和2年4月1日改正前の様式を使用することはできません。
Q2	実習監理を受ける監理団体が複数ある場合、どのように作成したらよいですか。	実習監理を受ける監理団体ごとに当該監理団体が実習監理を行う技能実習生について作成をしてください。
Q3	複数の事業所がある場合、事業所ごとに作成を行うのですか。	実習実施者ごとの提出となるため、複数の事業所分を一つにまとめて作成・提出を行ってください。
Q4	実習実施者が倒産している場合でも、実施状況報告書の提出は必要ですか。	提出は不要です。

### 記載事項に関して

Q1	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在留資格を「特定活動」等に変更した場合、どのように記載すればよいですか。	「特定活動」等に変更後は報告の対象外となりますので、技能実習生としての実績のみを対象として記載してください。 (技能検定等の受検ができず「特定活動(就労可)(4月)」の在留資格で技能検定等を受検した場合、「4技能検定等受検状況」の受検者数及び合格者数には含まれません。)
Q2	「4技能検定等受検状況」の「修了者」とは誰を指すのでしょうか。	報告対象期間内に技能実習を修了した者(困難時届出を提出し技能実習を終了した者を含む)を指します。 ※そのため、各試験区分内の実技と学科の修了者数は同数となることを想定しています(①基礎級程度の実技と学科の終了者数は同数 等)。
Q3	報告対象期間内に次号へ移行した実習生について、「3報告対象技能実習生数」及び「5労働条件等」はどのように記載すればよいでしょうか。	「3報告対象技能実習生数」は移行後の号で記載してください。「5労働条件等」は移行後の号の欄に移行後の状況を記載してください。移行時期が令和3年3月中となり移行後の実習期間が1か月未満となる場合は、(1)～(6)は0を記載し、備考欄に「○号生は実習期間が1か月未満のため5労働条件等の記載なし」と記載してください。 ※次号へ移行した実習生以外に当該号で1か月以上実習を行った実習生がいる場合は、その実習生の状況を記載してください。
Q4	休業(短時間休業含む)を行った月がある場合、「5労働条件等」はどのように平均値を算出すればよいのでしょうか。	休業日(短時間休業含む)があった月も含めて、計算を行ってください。 1か月完全に休業となった月も計算に含めます。 ※月の途中に実習開始又は実習終了した場合は、その月は除いて計算を行ってください。
Q5	「5労働条件等」(1)実労働日数には休業日は含まれますか。	休業日は含まれません。 短時間休業で1時間でも労働を行った場合は実労働日数に含まれます。
Q6	「5労働条件等」(2)所定内実労働時間数には休業日は含まれますか。	休業日は含まれません。 短時間休業で労働を行った時間数は所定内実労働時間数に含まれます。
Q7	「5労働条件等」及び「6技能実習の継続が困難となった技能実習生数」欄で平均値や割合(%)を記載する際、小数点以下の処理はどのように行えばよいですか。	「5労働条件等」の(1)から(6)については、小数点第1位を四捨五入して整数値で記載してください。 「5労働条件等」の(7)昇級率及び「6技能実習の継続が困難となった技能実習生数」の行方不明者の割合については、小数点第2位を四捨五入の上、小数点第1位まで記載してください。
Q8	有給休暇を取得した日、休日労働を行った日は、「5労働条件等」(1)実労働日数に含まれますか。	有給休暇を取得しまったく労働を行っていない場合は、実労働日数に含まれません。 ただし、半日のみ休暇を取得した等、1時間でも労働を行った場合は、実労働日数に含まれます。 また、休日労働を行った日は実労働日数に含まれます。
Q9	「5労働条件等」(4)①～④に記載のない、きままって支給する手当はどのように記載したらよいですか。	休業手当等①～④に記載のない手当は(4)きままって支給する現金給与額に含めて記載をしてください。
Q10	特別定額給付金は「5労働条件等」(4)又は(5)に含まれますか。	含まれません。